　新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員配準等の臨時的な取扱いに関する疑義照会についての奄美市の取扱方針

＜地域密着型サービス＞

（③－８関連）　令和２年２月２８日

運営推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、面会自粛の措置を講じているが、開催を延期、中止してもよいか。

（答）自粛の措置であっても差し支えない。令和２年２月２８日事務連絡参照。

（⑥－６関連）　令和２年４月２８日変更

　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の計画作成担当者に就く予定の者が義務付けられている研修を修了していないが、やはり研修を修了していないと就けないのか。

（答）令和２年度第１回認知症介護実践者研修が中止となったことを踏まえ、受講資格を有する者が直近の研修を受講する確約書を提出することで、就くことを認める。なお、この場合、人員基準違反・欠如減算とはしない。

　上記取扱いは管理者についてはどうか。

（答）令和２年度第１回認知症対応型サービス事業者管理者研修が１１月に延期となったことを踏まえ、管理者についても同様の取扱いとする。

（従業員の員数）　令和２年４月１５日

　地域密着型通所介護において、感染拡大防止の観点から、職員をローテションで休暇させた場合に、生活相談員の配置基準を満たさないことが想定されるが、この場合、人員基準違反として減算対象となるか。

（答）当面の間は、生活相談員の資格でない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事したことがある者で、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者であれば、生活相談員として従事することとして差し支えない。なお、この場合、減算の対象とはしない。

上記取扱いは他の職種についてはどうか。

（答）他の職種についても同様の取扱いとするが、そもそもの配置人数を減らすことは認められない。

（②－２、③－３関連）　令和２年４月２７日

　地域密着型通所介護において、感染拡大防止の観点から臨時休業し、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、送迎減算を行わなければならないか。

（答）居宅サービス計画書に基づいて通常提供されているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとなっており、訪問に変わったことが理由で、送迎減算を行う必要はない。

＜居宅介護支援＞

　（③－９関連）　令和２年４月１６日

　サービス担当者会議を開催してもよいのか。

（答）現時点では基本的には開催する方向であり、開催するにあたっては、換気や参加人数に十分な配慮をお願いしたい。

　しかし、本人や家族の状況を勘案して、感染リスクを高める可能性がある場合等、やむを得ないと判断される場合は開催しない方法も可とする。

（③－９関連）　令和２年４月１６日

　上記に関連して、居宅介護支援のサービス担当者会について、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。」とされているが、やむを得ない理由の判断は事業所判断でよいか。

（答）やむを得ない理由としては、

・抵抗力の低い方がいる、

・県外等から帰省している方がいる

・体調不良（発熱等）

などが考えられるが、やむを得ない理由の判断基準を設けるためにも、現時点では、事業所判断ではなく、個別に相談をお願いしたい。

＜総合事業＞

（②－２、③－３関連）　令和２年４月２７日

総合事業（通所型）において、感染拡大防止の観点から臨時休業し、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定はどうなるか。

（答）通常の報酬区分（通所型サービスの報酬区分）を算定できるものとする。

＜保険給付＞

（短期入所生活介護）　令和２年４月２０日

現在、短期入所生活介護を利用している高齢者で、自宅に戻ることで感染リスクを高める方がいる場合は、利用期間の延長が可能か。

（答）感染リスクの回避が理由であれば延長を可能とするが、事前に理由書（任意様式）の提出が必要である。